



平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成28年11月28日

準備書面(26)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士	山 内 喜 明	
同	茅 根 熙 和	
同	春 原 誠	
同	江 口 正 夫	
同	池 田 秀 雄	
同	長 原 倍	
同	八 木 宏 元	
同	濱 松 治 康	
同	川 島 廣	

目 次

第1章 はじめに	4
第2章 有識者会合自体に看過できない問題があること	4
第1 有識者会合の構成は専門性を欠くこと	5
1 有識者会合の構成は必要な専門性を満たしていないこと	5
2 有識者会合は理由もなく専門家を排除していること	7
第2 有識者会合は科学的議論を尽くしていないこと	8
1 事業者との議論を尽くさないまま一方的に結論が断定され ていること	8
2 ピア・レビュー（査読）が本来の役割を果たしていないこ と	12
3 有識者会合は発電所ごとに判断基準が異なっており新規制 基準にも則っていないこと	14
第3 小括	16
第3章 本件評価書をもって原告らの人格権侵害の具体的危険性が 認められることにはならないこと	17
第1 原告らは本件評価書の科学的合理性を主張立証していないこ と	17
第2 被告は本件評価書の科学的問題点につき反証を行っているこ と	18
第3 被告は既に「今後の課題」への対応を含む追加調査を開始し ており本件訴訟においても追加調査の結果を踏まえた判断がさ れるべきこと	19
第4 原告らは人格権侵害の危険性が具体化する機序を主張立証し なければならぬこと	20

第4章 原告ら第52準備書面に対する反論	21
第1 「第2 有識者会合の成り立ち及び役割」について	21
1 原告らの主張	21
2 被告の反論	22
第2 「第3 構成メンバーから見た有識者会合」について	25
1 原告らの主張	25
2 被告の反論	25
第3 「第4 評価書にある『今後の課題』について」について ...	32
1 原告らの主張	32
2 被告の反論	32
第5章 結論	33

被告は、本準備書面において、原告らの平成28年8月25日付け第52準備書面に反論する。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

第1章 はじめに

原告らは、第52準備書面（有識者会合による評価の位置づけ）において、「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」（以下「本件有識者会合」という。）及び「北陸電力株式会社志賀原子力発電所敷地内破碎帯の評価について」（甲A75。以下「本件評価書」という。）の位置付けについて縷々述べ、被告の平成28年1月18日付け準備書面(20)及び同年6月9日付け準備書面(23)に対する反論を行ったとするようである。

しかし、以下に述べるとおり、有識者会合 자체に看過しがたい重大な問題があることに加え（後記第2章）、本件評価書をもって原告らの人格権侵害の具体的危険性が立証されたとはいえず（後記第3章）、原告ら第52準備書面の内容は、有識者会合の位置付けについて事実を誤って理解するか自らに都合よく曲解するものであって（後記第4章）、何ら上記各準備書面に対する反論たり得ておらず、原告らの主張は理由がない。

第2章 有識者会合 자체に看過できない問題があること

本件評価書の結論が科学的根拠を欠き成り立たないことについて、被告は、平成28年8月25日付け準備書面(25)において、専門家の鑑定意見書（乙A106ないし108）をも踏まえ、詳細に述べている。そこで、本項では、有識者会合 자체に、構成や判断過程等看過しがたい重大な問題があり、原子力発電所敷地内破碎帯につい

て科学的、専門的かつ合理的に判断し得る会議体とはいえないことを明らかにする。この点、原子力規制委員会も、有識者会合の判断をそのまま追認するかのような立場はもはや採らず、有識者会合が設置されていない発電所と同様、新規制基準適合性審査において、あらためて現地調査を実施するなどして地盤の安全性に係る審査を行っているところである。

第1 有識者会合の構成は専門性を欠くこと

1 有識者会合の構成は必要な専門性を満たしていないこと

そもそも、有識者会合とは「原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」の通称であって、旧原子力安全・保安院の指示に基づく、敷地内破碎帯に関する事業者の調査結果について評価を行うために設置されたものである（乙A57）。

すなわち、原子力発電所の敷地においては、地震を引き起こす活断層が存在しないことは設置当初から多くの専門家によって確認されているところ（乙B113の7頁），わが国の地盤には破碎帯や割れ目が広く存在することから（乙B108の116頁），旧原子力安全・保安院の「地震・津波に関する意見聴取会」において、原子力発電所敷地周辺の活断層と敷地内の破碎帯との関連等を調査する必要性が指摘され、平成24年に有識者会合が設置されている。

したがって、有識者会合の評価対象は、破碎帯であって活断層ではないことから（乙B128の54，55頁），専門家からは、本来、有識者会合には、破碎帯に係る専門的知見を有する構造地質学等の専門家が必要であると指摘されており、また、破碎帯そのものの評価のみならず、原子力発電所施設への影響を含めた評価を行うためには、岩盤力学や地盤工学の立場からの調査と解析

も必要であると指摘されていた（乙B129の315頁）。

にもかかわらず、有識者会合を構成するメンバーを選定するに当たっての「日本活断層学会」等四つの学会への依頼においては、もっぱら活断層の専門家の推薦が依頼されたため（乙B130の3頁。四つの学会の概要は乙B131の191ないし198頁参照。）、有識者会合を構成するメンバー（ほぼ4分の3が地形から活断層の判読を専門とする変動地形学の研究者となっている。）には、破碎帯に係る専門的知見を有する構造地質学の専門家はほとんどおらず、また、岩盤工学、地盤工学等の専門家は全く含まれていない（乙B129の315頁）。

この点、専門家からは、「（被告注：四つの学会への依頼は）矛盾している。なぜなら、活断層調査は変動地形に基づく活断層認定を基本とするが、破碎帯調査は断層岩・断層物質分析や構造地質学の課題である。（略）有識者会合による調査の問題点は、調査対象と調査メンバーとのミスマッチである。」（乙B129の315頁）、「委員会の人選は、専門性が偏り過ぎています。幅広い専門性を考慮せずに、同じ人たちが同じ目で見れば同じ結論になるのは決まっています」（乙B132の70頁）として、有識者会合を構成するメンバーが、構造地質学、地震学、耐震工学、地盤工学、岩盤工学、数値解析をはじめとする、破碎帶の安全性評価において本来必要とされる専門性を欠くことが指摘されており、四つの学会のみでは必要な知見が得られないとして、土木学会等より幅広い学会から専門家を募り、総合的な知見を得る必要性を指摘する意見が相次いでいる（乙B131の211、212頁、乙B133の3頁、乙B134の4頁）。

有識者会合を構成するメンバーが必要な専門的知見を欠く一例

としては、本件評価書がシームS-1の南東部はずれ動かすに北西部のみがずれ動くと結論付けたことが挙げられる。この点、耐震工学や数値解析を専門とする濱田政則・早稲田大学名誉教授や、地盤工学を専門とする太田秀樹・東京工業大学名誉教授からは、そのような結論は自然現象として到底成り立たないと指摘されており（乙A107、乙A108。また、地震学・地球物理学を専門とする平松良浩・金沢大学教授も、「断層力学的には全く考え難い」（乙A83の103頁）としている。），本件有識者会合が耐震工学や数値解析、地盤工学の知見を欠いた結果、かかる知見を踏まえた科学的、総合的な判断ができず、誤った結論を下したことが明らかである（準備書面(25)第2章第2参照）。

2 有識者会合は理由もなく専門家を排除していること

そもそも、原子力発電所の地盤・地震に係る安全性については、旧原子力安全・保安院が平成18年から、我が国のすべての原子力発電所において耐震バックチェックを実施するため（東北地方太平洋沖地震後に開催された「地震・津波に関する意見聴取会」も耐震バックチェックの一環である。），地震や地質等に係る専門的知見を有する学識経験者を幅広く集めて検討を行っていたところ（換言すれば、本来、求められる専門的知見を有する学識経験者の多くは耐震バックチェックにおいて選任されているはずである。），後記第4章第2の2でも述べるとおり、有識者会合の設置に当たっては、これらの学識経験者が一律に排除されており（乙B108の121頁、乙B135の23、24頁），その結果、「多くの経験者を排除して優れた人材を集めることは、事実上不可能」（乙B117）、「総数に限りのある優秀な専門家（その殆どは、これまで原子力施設の安全審査等に携わった経験があると

強く推察される) をそこから除外することとなれば、結果として（略）専門的知見を有さない他分野の専門家によって評価が下されることとなる。」（乙B136の30頁）として、この点からも、有識者会合を構成するメンバーが本来必要とされる専門性を欠くことが指摘されている。

このような有識者会合のメンバーの構成に関わる問題につき、平成26年11月12日の参議院原子力問題特別委員会において、浜野喜史議員は、耐震バックチェックや「地震・津波に関する意見聴取会」等に携わった学識経験者を排除した理由や、四つの学会に対していかなる依頼を行い、いかなる基準でメンバーが選定されたかを明らかにするよう求める質問を行ったものの、これらの点について、具体的な回答はなかった（乙B137の17頁）。

付言すると、原子力規制委員会は、国家行政組織法3条に基づくいわゆる三条委員会とされており、委員の任命には両議院の同意を要し（原子力規制委員会設置法7条1項）、また、委員には政治運動の禁止（同法11条2項）等の服務規律が課されるなど、委員の中立公正を保障するための制度が設けられているのに対し、有識者会合は、原子力規制委員会設置法や原子炉等規制法上の根拠がなく、有識者会合を構成するメンバーの選定に当たって、中立公正が保障されていない（乙A109、乙D48の25頁）。

第2 有識者会合は科学的議論を尽くしていないこと

1 事業者との議論を尽くさないまま一方的に結論が断定されること

新規制基準適合性審査をはじめとする原子力規制委員会における行政行為には行政手続法の規律が及び、被処分者たる事業者に対する理由の提示（同法8条）等の適正手続が保障されている。

これに対し、その設置に法的根拠のない有識者会合においては、事業者に対する何らの手続保障も用意されていないため、科学的議論を尽くすことのないまま、評価書の取りまとめが強行されている。

すなわち、前記第1で述べたとおり、有識者会合はその構成自体において専門性を欠いた結果、とりわけ本件原子力発電所と同様、敷地内破碎帯の活動性を認める旨の結論を下した有識者会合においては、概査ないし予察段階において当該敷地内破碎帯に活動性があると一旦結論付けた後は、かかる結論に沿わない、事業者が現地調査や専門家の見解を踏まえて提出した意見書等は評価会合の場で議論せず（一方で、上記概査ないし予察段階での結論に沿うものであれば、評価会合以外の場での電子メールのやり取りレベルのもの等まで根拠として採用されている。）、加えて、公開の評価会合以外の場において評価書案の重要な部分が書き換えられる等、科学的議論が全く尽くされないまま、概査ないし予察段階の結論（すなわち予断）が維持されていることが顕著な事実である（乙B131の96ないし126頁、147ないし179頁、乙B138ないし145）。

かかる有識者会合の状況に鑑みてか、原子力規制委員会においては、有識者会合の判断をそのまま追認することは、もはや行われていない。例えば、東北電力は、平成26年6月10日、東通原子力発電所1号機の新規制基準適合性審査の申請を行っているところ、敷地内破碎帯についても、同審査の中であらためて議論が行われ、原子力規制委員会は、平成28年10月7日に開催した7回目の審査会合において、敷地内破碎帯の活動性をあらためて判断するため、石渡明委員らによる現地調査を近日中に実施す

る考えを東北電力に伝えている。

この点、本件有識者会合においても、メンバー4名がとった判断過程は、まず、旧トレンチのスケッチに基づきシームS-1は活動性があると判断した上で、新たな調査により活動性が否定されたシームS-1南東部を判断対象から除外し、シームS-1の北西部のみが活動性があると結論付けるために、シームS-2・S-6の「地下延長部の断層」を仮想するというものであって（乙A83の102、103頁、乙A91の78頁）、つまり、「旧トレンチのスケッチの予察段階に過ぎない印象を評価として保持するとの強いバイアスの下で策定された」（乙A106の35頁：金折裕司・元山口大学大学院教授（地質学・構造地質学））と指摘されるとおり、本件評価書は、旧トレンチのスケッチに基づく当初からの予断を維持し、かかる予断に沿わない、被告の追加調査により得られた各種データについては、「無視、または、都合のよいように解釈する」（乙A101の56頁）ことで上記予断との辻褄を合わせたものに過ぎない（なお、金折元教授は、旧トレンチのスケッチの判読に係る本件有識者会合のメンバー4名の見解についても、「構造地質学や活断層の研究者としての能力を疑わざるをえない。」（乙A106の33頁）として、その誤りを指摘している。）。

かかる本件有識者会合の判断過程について、平成28年3月23日の参議院環境委員会において、浜野議員は、「(被告注：第7回評価会合で) 評価書の案が出されてから、意見交換の場、事業者との意見交換の場を有識者会合の中で持たれてきていないというふうに私は把握しております。当然ながら、事業者の見解を、評価書案に対する事業者の見解を述べさせる場を持つべきだとい

うふうに思いますけれども、それがなぜ持たれなかつたのか」、「評価書の案が出されてから、やはり事業者の考え方をしっかりと述べさせる場を設けるべきであるということ、これは私はもう最低限の対応だというふうに思います。」（乙A110の7頁。下線は被告）と述べ、平成27年7月17日に開催された第7回評価会合で初めて本件有識者会合による評価書案（甲A62）が提示されて以降、同会合への被告の出席が認められず、評価書案を前提とした事業者との議論が行われていないという、本件有識者会合の問題点を指摘している。

また、本件評価書の取りまとめに至る判断過程の不明確性についても、平成28年5月20日の参議院東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会において、浜野議員から、「志賀の評価書につきまして（略）提出いただきました資料を見ますと（略）一本のシームにおきまして動く部分と動かない部分があることについての説明がありません。（略）二つ目です。第八回の評価会合での議論を踏まえ、四月二十七日の最終的な評価書では四十二ページに解析モデルの記載が復活をしております。第八回評価会合から原子力規制委員会への報告までの間、この四十二ページの解析モデルの記載に関して誰がどのような判断で決定をしていったのか、その経緯が分かる資料を提出をいただきたい。三つ目です。

S-1の評価に関する結論部分につきまして、三月三日の第八回評価会合では、南東区間は活動性なし、北西区間は活動性が否定できないという順で記載がありましたが、四月二十七日の最終版ではその順序が逆になっております。第八回評価会合における議論のどの部分を踏まえて書換えがなされたのか、また、第八回評価会合から規制委員会報告までの間に有識者との間でどのような

やり取りを経て変更がなされたのか、その理由、経緯が分かる資料を提出していただきたい。」（乙A111の10頁。下線は被告）として、公開の評価会合の場における議論と異なる判断が評価書の根拠とされているなど判断の根拠が明らかでない点があり、事業者と本件有識者会合のメンバー4名との間で科学的議論が尽くされたとは到底いえないことが指摘されている。

2 ピア・レビュー（査読）が本来の役割を果たしていないこと

科学において、通常、すべての学術論文は、別の専門家（レビューアー）によるピア・レビュー（査読）を受け、結論の当否を含め、全面的な審査を受ける。そして、査読の過程において、レビューアーからのコメントや質問に対して科学的、合理的な回答が行われなければ、当該論文は、「科学技術ではない、単なる思い付きメモ」（乙A101の57頁）として、学術雑誌への掲載をリジェクト（拒絶）され、学術論文としてアクセプト（受理）されることなく終わる。

しかし、有識者会合におけるピア・レビュー会合には、次のことおり重大な問題があり、到底、本来のピア・レビューの役割が果たされているとはいえない。

まず、上記のとおり、通常、ピア・レビューにおいては、表現の修正やマイナー・リビジョン（若干の修正ののち受理）といった軽微なものから、結論の当否をも含めた大幅な修正要求まで様々なコメントがなされ、論文が受理されるためには、すべてのコメントに対し、科学的根拠を示して回答しなければならず、かかる回答がなされたことがレビューアーによって確認されてはじめて、学術論文と認められている。しかし、有識者会合においては、ピア・レビュー会合後は、当該発電所の有識者会合メンバー

4名による評価会合を開催するのみであり、レビューアーのコメントに対する回答がなされたか否かがレビューアーによって確認される仕組みとなっていない。

加えて、有識者会合のピア・レビュー会合は、当初、平成25年2月27日開催の平成24年度第31回原子力規制委員会において、「ピア・レビューの結果については、必要に応じ評価書案に反映する。」とされていたにもかかわらず、本件有識者会合のピア・レビュー会合（平成27年11月20日開催。以下「本件ピア・レビュー会合」という。）においては、「ピア・レビューを行う趣旨」は、「当該破碎帯の再評価をするものではなし」として（乙A78），有識者会合のピア・レビュー会合は「再評価」すなわち結論の当否に対する判断は行わず、表現の修正等を行うものに過ぎないとされている（乙A112，乙B146，乙B147）。

したがって、有識者会合におけるピア・レビュー会合は、本来のピア・レビューとは程遠いものであり、かかるピア・レビュー会合を経たからといって、科学における通常の手順を踏んだものとはいえない。

そして、上記のような制約のあった本件ピア・レビュー会合においてすら、評価書案（乙A77）に対し、各レビューアーからの根本的かつ重大な指摘が相次いでいる。にもかかわらず、かかる異論や疑問に対して、何ら評価書案の見直しがなされず、異論や疑問に対する合理的な回答が記載されることもなく評価書案の結論が維持されたことは、平成28年6月9日付け準備書面(21)第2章第2で述べたとおりである。この点、岡本孝司・東京大学大学院教授は、本件ピア・レビュー会合における異論や疑問に答

えていないことから、本件評価書は「ピアレビューは通過しておらず、単なる思い付きメモでしかありません。」（乙A101の56頁）と指摘している。

よって、ピア・レビュー会合が本来のピア・レビューとは程遠いものであり、有識者会合の評価書がおよそ科学的、専門的な検証を経たものでないことは明らかである。

3 有識者会合は発電所ごとに判断基準が異なっており新規制基準にも則っていないこと

前記第1で述べたとおり、有識者会合は、旧原子力安全・保安院の「地震・津波に関する意見聴取会」を契機として平成24年に設置されているところ、同年9月に原子力規制委員会が発足し、翌平成25年には同委員会により新規制基準が制定、施行されたことから、一部メディアにおいては、あたかも有識者会合は新規制基準に則って判断しているかのように報道されている。

しかし、有識者会合においては、発電所ごとに判断基準が異なっており、また、新規制基準に則さない判断が行われている。

すなわち、本件有識者会合は、もっぱら現存しない旧トレンチのスケッチに基づいて判断しており、設置面での確認が困難な場合には断層延長部で確認される断層等の性状等により判断とした新規制基準の規定（実用発電用原子炉及びその位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記1の3）に則っていない（乙A113の81頁）。これに対し、本件原子力発電所と同様、旧トレンチのスケッチに見られる地層の段差の評価が発端となつて開催された（乙B148の19頁、乙B149の23頁）関西電力大飯発電所の有識者会合においては、新規制基準の規定に則り、旧トレンチのスケッチではなく、延長部で新たに掘削したト

レンチで得られたデータに基づき、敷地内破碎帶には活動性がないとする判断がなされている。同様に、高速増殖原型炉もんじゅの有識者会合においても、延長部で得られたデータに基づき、敷地内破碎帶には活動性がないとされており、新規制基準の規定に則した判断がなされている。

また、新規制基準にいう「活動性を否定できない」の意義についても、本件有識者会合においては、追加調査により本件敷地内シームの活動性を否定する多くのデータが得られており、「今回新たに追加的に調査したところだけで見れば、あの活断層、動かないという判断はされている」のであって、活動性の根拠とされるデータは「昔のトレントのスケッチが1枚だけ」（乙A95の4頁）であるにもかかわらず、本件有識者会合のメンバー4名は、本件敷地内シームの活動性を示すデータが何らかの理由で失われたのかもしれないといった憶測（各メンバーは、当該憶測を裏付ける実証的根拠を一切示していない。）を繰々述べることで、活動性が「否定できない」と結論付けている（準備書面(25)別図7参照）。これに対し、関西電力美浜発電所の有識者会合においては、断層の活動年代を判断する地層がなく、「後期更新世以降の活動を示唆するような明確な情報はなかった」（平成27年4月8日開催の平成27年度第2回原子力規制委員会における石渡明委員の発言）として、敷地内破碎帶には活動性がないと判断されており、新規制基準適合性審査においても敷地内破碎帶は特段問題視されていない。この点、石川和男・元政策研究大学院大学客員教授は、「志賀原発も、美浜原発も、『活動を示す明確な証拠はない』点では同じであり、これはまさに『グレーゾーン』なのだ。これが何故、クロとシロに分かれるか？ 私は、有識者会合メン

バーの意図で決まってしまうのではないかと思っている。」（乙A 109）として、有識者会合が、各会合を構成するメンバーの違いによって判断基準が異なっていると指摘している。

すなわち、仮に本件有識者会合を構成するメンバーが異なっていれば、本件評価書とは全く異なる結論が導き出された可能性が強く示唆される。

現に、本件ピア・レビュー会合において、レビューアーの粟田泰夫・産業技術総合研究所上席主任研究員（地質学。東通原子力発電所の有識者会合メンバー）は、旧トレンチのスケッチの判読について、本件有識者会合のメンバーの見解に対して異論を述べている。また、レビューアーの竹内章・富山大学教授（地質学。美浜発電所及びもんじゅの有識者会合メンバー）は、そもそも旧トレンチのスケッチではなく延長部で新たに得られたデータに基づき判断すべきであると指摘している。この点、構造地質学の専門家である金折元教授は、鑑定意見書において、「どの有識者が担当するかによって、評価書の内容も結論も変わりうるということを強く示唆するものである。」（乙A 106 の 33 頁）として、有識者会合のメンバーの構成により、本件評価書の結論が異なっていた可能性が高いとの指摘を行っている。

このように、有識者会合は、判断基準すら一貫していないのであるから、単に有識者会合が取りまとめた評価書であることをもって、その内容が科学的、合理的であるなどということは到底できない。

第3 小括

以上に述べたとおり、本件評価書の科学的根拠の有無以前の問題として、有識者会合自体に、専門性の欠如、科学的議論を尽くさな

い、ピア・レビュー（査読）が本来の役割を果たしておらず形だけのものである、判断基準が一貫せず新規制基準にも則っていない等の問題があり、これらはいずれも単に学問上の見解の相違などといったレベルにとどまらない、有識者会合の正当性にかかわる、看過しがたい瑕疵であることは明らかである。

よって、かかる有識者会合によって取りまとめられた本件評価書に科学的に問題があり、本件評価書を受け取った原子力規制委員会が「私どもとしても、それだけで判断するのは少し拙速過ぎるのではないかということ」（乙A99の3頁）、「審査に当たっては、この有識者会合の評価書だけで審査するというわけにもいきません。」（乙A94の8頁）と明言していること、すなわち、本件評価書が本件敷地内シームの活動性を判断する材料とはなり得ないものであることは、必然ともいえるのである。

第3章 本件評価書をもって原告らの人格権侵害の具体的危険性が認められることにはならないこと

第1 原告らは本件評価書の科学的合理性を主張立証していないこと

人格権侵害を理由とする民事差止訴訟において、要件事実である人格権侵害の具体的危険性の立証責任が原告らにあることは、原子力発電所の場合（福岡高等裁判所平成28年6月27日判決・公刊物未登載（確定）等）、原子力発電所以外の施設の場合（広島高等裁判所平成27年8月6日判決・公刊物未登載（確定）等）いずれにおいても変わることはない。

この点、原告らは、本件評価書を証拠として提出することをもつて、人格権侵害の具体的危険性が立証されたとする。

さらに、原告らは、平成28年9月1日開催の第20回口頭弁論において、準備書面(25)に対して何ら反論する意思がない旨言明し、早期結審を求めていることから、本件評価書のみをもって人格権侵害の具体的危険性が認定されると考えているようである。

しかし、有識者会合は、設置についての法的根拠もなく（乙B61の5頁），かつ、行政手続としての手続保障も講じられていないことから（乙D55の26，27頁，乙D56の44，45頁），同会合には、平成25年改正前独占禁止法における公正取引委員会の審決のような実質的証拠法則が適用される余地もない以上、裁判所の認定が、何ら本件有識者会合の評価による拘束も受けないことは明らかである。

したがって、原告らが本件評価書の内容自体の科学的合理性の主張立証責任を負うことは当然である。

第2 被告は本件評価書の科学的問題点につき反証を行っていること

前記第2章第1の1で述べたとおり、敷地内破碎帯の評価に当たっては、地震学、耐震工学、地盤工学、地質学、構造地質学、変動地形学等の幅広い知見が必要となる。

この点、被告は、これらの知見を有する専門家である、小島圭二・東京大学名誉教授（地質工学・地質学）、徳山明・元富士常葉大学学長（地質学・構造地質学）、山崎晴雄・首都大学東京名誉教授（変動地形学）、金折裕司・元山口大学大学院教授（地質学・構造地質学）、濱田政則・早稲田大学名誉教授（耐震工学）、太田秀樹・東京工業大学名誉教授（地盤工学）、平松良浩・金沢大学教授（地震学・地球物理学）の鑑定意見書等（乙A60ないし62、83、91、103ないし108）を証拠として提出し、単に学術的

な解釈の相違にとどまらない、本件評価書の評価の根幹にかかわる科学的问题点、すなわち、シームS-1の北西部のみがずれ動いたなどとする本件評価書の評価は到底成り立ち得ず、No. 2トレーニングの評価をはじめとするシームS-2・S-6に係る本件評価書の評価等も誤っていること等を明らかにし、反証を行っている。

また、被告は、本件ピア・レビュー（査読）会合において栗田氏をはじめとする各レビュアーから、評価書案に対する根本的かつ重大な疑問や異論が提示されたこと及び本件有識者会合がそれらの疑問や異論に何ら答えていないまま本件評価書を取りまとめたことを明らかにし、本件評価書の科学的问题点について反証を行っている。

第3 被告は既に「今後の課題」への対応を含む追加調査を開始しており本件訴訟においても追加調査の結果を踏まえた判断がされるべきこと

本件有識者会合は、最終回となった第8回評価会合（平成28年3月3日開催）において、「今後の課題（案）」（乙A87）を新たに提示した。

本件有識者会合は、メンバー4名が各自の見解を明らかにした第6回評価会合（平成27年5月13日開催）以降、調査の実施主体である被告の出席を認めず、また、メンバー4名の見解を踏まえ被告が提出した意見書（乙A75）も無視していることから、主要な論点につき、調査結果及び各メンバーの見解を踏まえた被告との議論が全くされていない。この点、本件有識者会合が、本件評価書において「今後の課題」を提示しているのも、被告との議論を全くしていないことを自認した結果に他ならない（よって、第6回評価会合における各メンバーの発言を縷々引用した上で、「有識者会合に

おいて争点化され、これまでに被告はその調査をし尽くしている。」

(原告ら第52準備書面13頁)などとする原告らの主張は、明らかに事実に反する。)。

すなわち「今後の課題」とは、被告が本件有識者会合に提出したものの議論が全くされなかつたデータや、本件有識者会合における議論とは異なる観点から本件敷地内シームの活動性評価を行うために必要なデータの提出を、あらためて求めるものといえる。

したがって、被告は、これまでに得られているデータをあらためて精査するとともに、さらなる追加調査を行い（追加調査には「今後の課題」への対応を含む。）、新規制基準適合性審査に提出し、原子力規制委員会において、本件敷地内シームが「将来活動する可能性のある断層等」ではないことを明らかにするとともに、本件訴訟においても、本件原子力発電所の運転に人格権侵害の具体的危険性がないことにつき、反証を行う予定である。

これに対し、原告らは、「今後の課題」を含む追加調査の結果を本件訴訟の判断の基礎とする必要はない旨主張するが、そもそも原告らが科学的と主張する本件評価書自体が、本件敷地内シームの活動性評価を行うために必要なものとして「今後の課題」を提示しているのであるから、本件評価書を根拠とした判断を求める一方で「今後の課題」は不要であるとする原告らの主張は自己矛盾であり、第一審として審理を尽くしたというためには、本件評価書のみを判断の基礎とするのでは足りず、「今後の課題」を含む追加調査の結果を踏まえた判断が不可欠である。

第4 原告らは人格権侵害の危険性が具体化する機序を主張立証しなければならないこと

原告らは、本件評価書を根拠に、本件敷地内シームは新規制基準

にいう「将来活動する可能性のある断層等」であるから人格権侵害の具体的危険性が認められると主張する。

しかし、行政事件訴訟と異なり、本件のような民事訴訟においては、本件原子力発電所の運転による人格権侵害の具体的危険性が要件事実となる。

したがって、人格権侵害の具体的危険性が高度の蓋然性をもって立証されたというためには、単に本件敷地内シームが後期更新世以降の活動が否定できないことの立証が必要なのではなく、本件敷地内シームが本件原子力発電所の供用期間中に活動する高度の蓋然性があること、かかる活動により地表にずれを生じること、地表にずれを生じるとしてどの程度のずれが生じるか、その結果、本件原子力発電所の「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能がいかなる機序により喪失するか、かかる機能の喪失によりいかなる機序で放射性物質の大量放出に至るかにつき、いずれも矛盾なく立証されなければならない。

第4章 原告ら第52準備書面に対する反論

第1 「第2 有識者会合の成り立ち及び役割」について

1 原告らの主張

原告らは、①有識者会合は原子力規制委員会において了承された基本方針に基づいて設置された専門家チームであり、敷地内破碎帯がある原子力発電所サイトごとに設置され直接現地に赴いて確認・報告することを目的としたいわば現地調査団である、②有識者会合こそが原子力発電所敷地内の破碎帯が活断層に当たるか否かという点について科学的判断を求められていることは、その議事録から明らかであると主張する（原告ら第52準備書面2な

いし 5 頁)。

2 被告の反論

(1) ①について

原告らは、平成 24 年 9 月 26 日開催の平成 24 年度第 2 回原子力規制委員会における島崎邦彦・原子力規制委員会委員長代理（当時）の、「当委員会としては自ら確認・評価をする。そして、これが耐震設計上考慮する活断層であるかどうかを判断する」（甲 B 387 の 10 頁）等の発言を引用し、有識者会合は原子力規制委員会が設置した現地調査団であると主張する。

しかし、原告らが引用する、「自ら確認・評価をする」といった、有識者会合と原子力規制委員会をあたかも同視するかのような発言や、有識者会合による評価書の取りまとめが新規制基準適合性審査に前置されるかのような取扱い（乙 A 114 の 21 頁）は、平成 26 年 12 月 3 日開催の平成 26 年度第 43 回原子力規制委員会において、有識者会合には法的根拠がないことを文書で確認し、有識者会合の「結論を“格下げ”」（乙 B 138）する以前のものに過ぎず（乙 A 57, 乙 B 110, 乙 B 115），それらの発言を引用したからといって、何ら有識者会合の位置付けを論証したことにはならず、被告の指摘に対する反論にもなっていない。

すなわち、被告は、安念潤司・中央大学法科大学院教授、森嶌昭夫・名古屋大学名誉教授、石橋忠雄弁護士の論文等（乙 D 33, 乙 D 34, 乙 D 48）を提出し、有識者会合は、原子力規制委員会設置法や原子炉等規制法上何ら裏付けを持たないものであることを明らかにし、単に原子力規制委員会が設置したことによって、有識者会合の判断が科学的であると結論する

ことはできないことを指摘してきたところである。

この点、石川元教授は、「“有識者会合”には、実は法的根拠はない。その位置づけについては、各方面で疑惑や批判が少なくない。（略）このため規制委は、有識者会合の結論をそのまま判断材料として利用することをやめ、“参考”に格下げしたのではないだろうか。」（乙B115の3頁）として、有識者会合の結論を「“参考”に格下げした」のは、原子力規制委員会としても、同会合の位置付け等に対する各方面からの疑惑や批判を見過し得なくなつたためであろうと指摘している。

また、原告らが平成26年4月18日付け第20準備書面においてその見解を引用する高橋滋・一橋大学大学院教授も、「原子力規制委員会は、平成26（2014）年12月3日、『敷地内破碎帯調査に関する有識者会合の進捗状況について』（原子力規制庁）（被告注：乙A57）を了承した。そこでは（略）敷地内破碎帯の活動性についても、有識者会合による評価にかかわらず、原子力規制委員会が審査を行った上で許認可の可否を決定すること（略）事業者から追加調査等による新たな知見の提出があれば、これを含めて厳正に確認を行うこと、が明文化された。これらの内容は、法令に準拠した適切な方針であると考えられる。しかしながら、それまでの間、①原子力規制委員会において、有識者会合により破碎帯が活断層と認定された場合には処分に入らないかのような発言があったこと（略）、②再稼働の申請が計画されている原発の敷地内破碎帯の評価をめぐって事業者との意見対立が表面化してから、かなりの年月が経過してからの判断であること等は、行政法学上の見地からは疑問の余地がある。」（乙D57の384頁）と指摘

している。

すなわち、高橋教授は、平成26年の原子力規制委員会において、「有識者会合による評価にかかわらず、原子力規制委員会が審査を行った上で許認可の可否を決定する」とされたことは、「法令に準拠した適切な方針である」が、原告らが引用する、あたかも有識者会合が新規制基準適合性審査に前置されるかのような発言が平成26年以前に散見されたことは、「行政法学上の見地から疑問の余地がある」として、原告らの見解を否定している。

そして、原告らは、「S-1等志賀原発敷地内破碎帯が活断層にあたるか否かは原子力規制委員会が最終的に判断すること自体は原告もこれを争うものではない。」（原告ら第52準備書面1頁）と述べており、これは、有識者会合が法的裏付けを欠いており、同会合の判断が最終的なものではないことを自認したにほかならない。

よって、原告らの主張は何ら理由がない。

(2) ②について

原告らは、島崎氏の、「万一科学的でないような判断をなされた場合には、これは糾弾されることになるかと思います。」（甲B389の2頁）等の発言を引用し、有識者会合こそが科学的判断を求められていると主張する。

島崎氏の発言が科学的判断を求めるものであるか否かは措くとしても（なお、島崎氏の専門分野は地震予知等であり、同氏は地質学や構造地質学の専門家ではない。）、科学的判断が求められた会合であるから当該会合の判断が客観的にも科学的であると結論するのは何ら論証になっておらず、原告らの主張は

理由がない。

第2 「第3 構成メンバーから見た有識者会合」について

1 原告らの主張

原告らは、①有識者会合のメンバーは全員が地質に関する専門家であり、このことは原子力規制庁事務局からの説明でも明らかである、②本件有識者会合のメンバーは、いずれも敷地内断層が活断層か否かを判断するにふさわしいとして関係学会から推薦を受け、原子力規制委員会が選定した専門家である、③本件有識者会合が現地調査及び7回の審議を行って一定の結論を出した上で、さらに本件有識者会合のメンバー以外の地質に関する専門家の意見を聴く機会（ピア・レビュー）を経た上で、本件有識者会合としての意見を取りまとめたものが、本件評価書であり、本件原子力発電所の敷地内破碎帯に関して現在の我が国において、これ以上に「科学的」判断はないと言ってもよいのが、本件評価書である、④原子力規制委員会のメンバーの専門分野をみると、敷地内破碎帯が活断層か否かを科学的に判断できるのは、その専門分野からみて地質学を専門とする石渡委員しかおらず、同氏が自らとりまとめた評価書と異なる科学的「判断」をすることは考えられず、他の4名の委員はいずれも地質学とは全く異なる専門分野の科学者であり、評価書と異なる科学的「判断」を下せるとは到底考えられないと主張する（原告ら第52準備書面5ないし7頁）。

2 被告の反論

(1) ①について

有識者会合のメンバーは、その多くが変動地形学の専門家であって、地質学の専門家ではない（乙B129の315頁）。よって、原告らの主張は事実誤認である。

(2) ②について

前記第2章第1の1でも述べたとおり、四つの学会のみでは敷地内破碎帯の評価に必要な知見が得られないことに加え、四つの学会に対する推薦依頼においては、耐震バックチェックや「地震・津波に関する意見聴取会」等に携わった学識経験者が一律に排除されているところ、例えば特定の事業者との具体的な利害関係が明らかな場合はともかく、およそ原子力発電所の安全審査に携わったことのみをもって一律に学識経験者を排除する合理的理由はなく、その結果、有識者会合の構成が専門性を欠くものとなつたことが指摘されているところである。

この点、日本地質学会会長として有識者会合のメンバーの推薦に携わった石渡氏（現・原子力規制委員会委員）も、「有識者会合の立ち上げのとき、私は関係学会の会長をしており、人選を要請された。（人選にあたって）過去に原子力発電所の審査、評価に関わった人は選ばないようにという条件を付けられたので選考に大変苦労した。」として、学識経験者を排除するという選定方針が採られたために適当な人材を見つけることが困難であったことを明らかにしている（乙B150）。

よって、単に四つの学会に人物の推薦が依頼されたということをもって本件評価書が科学的であるとする原告らの主張は、何ら根拠がない。

(3) ③について

原告らの主張を要するに、「現地調査」、「7回の審議」及び「ピアレビュー」の三点を根拠に本件評価書が科学的であると主張するものである。

しかし、本件評価書は、田中委員長が「A-Bトレンチと

いう昔のトレンチのスケッチが1枚だけ。それで、今回新たに追加的に調査したところだけで見れば、あの活断層、動かないという判断はされている。」（乙A 95の4、5頁）、「S-2とかS-6の断層が深部でどういうふうになっているか。（略）断層構造があるのではないかという想像というか、予測」（同9頁）と説明しているとおり、現地調査で得られたデータを根拠とするのではなく、旧トレンチのスケッチや、シームS-2・S-6の地下深部に断層が存在するとの仮定を根拠としている。

よって、「現地調査」が行われたことをもって本件評価書が科学的であるということは到底できない。

また、原告らは評価会合の回数についても述べるが、前記第3章第3で述べたとおり、本件有識者会合は、評価書案を提示した第7回評価会合までの議論を踏まえ、被告が評価書案の科学的問題点を指摘した意見書に何ら対応していないなど、各種調査を実施した被告との科学的議論を尽くしていない。

よって、単に「7回の審議」が行われたことをもって本件評価書を科学的ということは到底できない。

さらに、原告らは、本件ピア・レビュー会合についても述べるが、本件ピア・レビュー会合では、レビューラーから本件有識者会合のメンバーに対し、単に学問上の見解の相違などといったレベルにとどまらない、評価書案の根幹にかかわる疑問や異論（すなわち、評価書案が誤りであるとする指摘）が相次いで提示され、これに対し、本件有識者会合のメンバーは何ら合理的な回答ができず、その後、本件有識者会合のメンバーのみによって開催された第8回評価会合において、本件有識者会

合メンバーは、疑問や異論に対して何ら合理的な説明をすることもなく、本件ピア・レビュー会合開催以前からの自説に固執している。

よって、単に「ピアレビュー」が開催されたことによって本件評価書を科学的ということは到底できない。

(4) ④について

原告らは、あたかも石渡氏が本件有識者会合メンバー4名と同一の意見を示したかのように主張するが、石渡氏は、島崎氏の退任に伴い、途中から有識者会合に出席しているものの、あくまでも司会進行役として、自らの意見を積極的に述べることはほとんどしておらず、原告らの主張は誤導である。

例えば、第6回評価会合では、メンバー4名がそれぞれ自らの意見をまとめた資料を事前に提出した上で発言しているが、石渡氏はそうしたことは行っていない。また、本件有識者会合メンバー4名が結論の根拠とした旧トレンチのスケッチについても、石渡氏は、本件ピア・レビュー会合において、スケッチから判断することには限界がある旨指摘しており、メンバー4名とは一線を画している（準備書面(20)9頁参照）。

加えて、石渡氏以外の委員についても、原子力規制委員会が合議制の機関であり委員5名全員が新規制基準適合性判断について権限と責任を負っていることから、破碎帯に関わる問題であるからといって、石渡氏任せにすることはしておらず、原告らの主張はこの点からも誤導である。

例えば、田中委員長は、平成28年1月6日に開催された平成27年度第48回原子力規制委員会において、「志賀についてはピア・レビュー会合を拝見していると、かなり重要なコ

メントが出された」として、ピア・レビュー会合を踏まえて再度評価会合を開催することを確認するなど、判断のプロセスについて自ら意見を述べており（乙A83の103頁），本件評価書を受領した当日である平成28年4月27日の定例記者会見においては、本件評価書の根拠は「A-Bトレンチという昔のトレンチのスケッチが1枚だけ。それで、今回新たに追加的に調査したところだけで見れば、あの活断層、動かないという判断はされているわけですね。そのところをどういうふうに今後審査の中で見ていくか。（略）否定はできないということと、そうだということとは、ちょっと意味が違うのですね。そのところが今後審査のポイントになると思います。」として、本件評価書の内容にも言及した上で、新規制基準適合性審査の「結論がどうなるかはまだわかりません」と述べている（乙A95）。また、更田豊志・原子力規制委員会委員長代理も、「解釈するのが合理的」との表現が他の有識者会合と異なっていることを指摘し、本件評価書と新規制基準適合性審査との関係について「中間報告」といえるか否か質問し、「有識者会合の評価書だけで審査するというわけにもいきません」、「ないスケッチとか写真、こういったもので議論してもこれは結論は出ない」との回答を得ている（乙A94）。

すなわち、田中委員長らの発言は、新規制基準を策定、適用する原子力規制委員会の委員としての立場から、新規制基準に定められた延長部での調査により得られたデータに基づくことなく、旧トレンチのスケッチのみを根拠とした本件評価書の結論は、新規制基準適合性審査においてそのまま採用することができないと認識を示したものであることは明らかである。

この点、岡本教授は、原子力規制委員会としては、「有識者の思い込みをサポートするデータが全くな」かったため、「報告書が出てきたからとりあえず受け取ったというだけであり、判断は今後の審査で実施すると言っている」（乙A101の57、56頁）と指摘している。

そして、田中委員長は、新規制基準適合性審査において、「事業者側の主張も含めまして、その審査の中できちっと私どもとしては審査をし、判断をさせていただく」（乙B151の9頁）として、原子力規制委員会としては、同審査において、敷地内破碎帯を含め、事業者と議論を尽くしたうえで、現地調査を実施するなどして（前記第2章第2の1参照），あらためて判断を行うことを明らかにしている。

具体的には、新規制基準適合性審査においては、まず、事務局である原子力規制庁によるヒアリングが行われた上で、原子力規制委員会委員らが出席する審査会合が開かれるところ、原子力規制庁は、旧原子力安全・保安院や旧原子力安全委員会を継承したことに加え、平成26年3月、原子力規制委員会設置法附則6条4項に基づき、旧独立行政法人原子力安全基盤機構（原子炉格納施設の基礎基盤検査（岩盤検査）を実施していたほか、耐震安全部を置き、耐震クロスチェック解析等を実施していた。）を統合したことにより、専門的知見を有する技官・スタッフらを多数擁しており、審査会合の前に複数回のヒアリングを開催することで、事業者との議論を深め、審査会合をより科学的、合理的なものとしている（有識者会合においては、ヒアリングのような議論を深めるための場はなかった。）。

かかる有識者会合と新規制基準適合性審査との相違につい

て、平成27年7月8日の参議院東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会において、新妻秀規議員が、「適合性審査の場で、例えばこの破碎帯の議論、地質に関わる極めて専門的な議論を行うに当たって、議論をかみ合ったものにするためにはどのような工夫を考えていらっしゃるんでしょうか」、「例えば、事業者側が地質に関わる調査を依頼をした、そういう有識者を審査の場に同席をお願いしたいと、そういうことは認められているんですね」との質問を行ったところ、原子力規制庁の櫻田原子力規制部長は、「審査は（略）担当の委員（略）それから規制庁の技術系職員が行うことになりますが、規制庁の技術系職員の中にも、昔のJNES（被告注：原子力安全基盤機構）という専門技術の組織にいた職員が今規制庁の職員になってございますし、また民間企業等においてこういった分野の実務経験を持っている者も採用して増強してございますので、そういう専門知識を有する職員によって科学的、技術的に十分な審査ができるのではないかというふうに考えてございます。それから、事業者との間では、認識にギャップが生じないよう（略）審査会合後の面談、それによって残された論点をきちんと共有をして次に備えていくという、こういう取組もしっかりと行ってまいりたい」、「審査会合には、例えば申請をした電力会社の職員だけではなくて（略）申請をするために必要だった調査を行った研究所の職員とかという方もこれまで参加してございます。」と回答している（乙B151の13、14頁）。

以上のとおり、原告らの主張は、各委員の合議により新規制基準に基づいて判断するという原子力規制委員会のあり方を理解せず、また、有識者会合と新規制基準適合性審査との相違

を踏まえないものであって、何ら理由がない。

第3 「第4 評価書にある『今後の課題』について」について

1 原告らの主張

原告らは、本件評価書に示された「今後の課題」について、被告が「今後の課題」に関する追加調査を行うことは極めて困難であり、調査したとしても本件有識者会合の評価に影響を与える資料の提出は想定できないから、「今後の課題」により本件評価書の結論が覆るとは到底考えられず、当該追加調査・主張のために裁判を遅らせることは正義に反すると主張する（原告ら第52準備書面7ないし14頁）。

2 被告の反論

原告らは、新規制基準適合性審査について、あたかも「今後の課題」によって本件評価書の結論が変わるか否かのみが判断されるかのように主張するが、同審査においては、新規制基準に則していない本件評価書の結論ありきで判断が行われるものではないから、「今後の課題」に限らず、あらゆるデータを判断材料として、あらためて新規制基準に則った総合的判断が行われるものであり（乙A100），本件有識者会合の結論は変更されるものと被告は確信している。

そして、平成28年11月28日付け準備書面(27)で詳述するとおり、被告は現に追加調査を実施し、各課題に対応するデータを得ている（なお、原告らは、平成28年9月7日付け上申書において、「今後の課題」に関連した追加調査データがあることを既に認識している。）。

第5章 結論

以上に述べたとおり、原告らがもっぱら依拠する有識者会合は、そもそも原子力発電所敷地内破碎帯について科学的、総合的に判断するために必要な知見を欠いており、本件評価書をもって人格権侵害の具体的危険性が立証されることにはならない。

よって、有識者会合の位置付けを根拠に本件評価書が合理的であるとする原告ら第52準備書面における主張は、何ら理由がなく、準備書面(20)及び準備書面(23)に対する反論たり得ていない。

被告は、「今後の課題」に係る追加調査を含め、本件敷地内シームに関する科学的知見を取りまとめ、新規制基準適合性審査に真摯に対応するとともに、本件訴訟においても、かかる知見に関する主張及び証拠を順次提出する予定である。既に、平成28年8月29日に第4回ヒアリング(乙A115)、同年9月21日に第5回ヒアリング(乙A116)、同年11月7日に第6回ヒアリングがそれぞれ実施されており、これらヒアリングにおいて提出した追加調査結果等の内容については、準備書面(27)で述べるとおりである。

なお、原告らは、本件訴訟において、「被告は（略）志賀原子力発電所1号機及び2号機をいずれも運転してはならない」（訴状6頁）として、本件原子力発電所の収去ではなく運転差止を請求しているところ、被告は現在、本件原子力発電所の運転を行っておらず、運転再開には、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査を受ける必要があり、かかる行政上の手続に加えて、現在実施中の安全性向上工事を完了する必要があるところ、被告は、平成28年9月、同工事の完了時期を、これまで予定していた平成28年度内から、平成29年度内に変更することとした（乙A116ないし118）。

すなわち、本件原子力発電所の運転再開の具体的見通しのない現

時点で口頭弁論を終結するとすれば、原告らの主張する本件原子力発電所の運転による放射性物質の大量放出は、その前提を欠くことになるから、本件訴訟において「人格権に基づく差止請求の要件」である「①原告らの人格権が侵害され被害が生ずる具体的危険性が切迫し」でおらず（平成27年12月28日付け争点整理メモ(1)1頁），本件と同様の状況、すなわち人格権に基づく将来の妨害予防請求としての民事差止訴訟の裁判例（乙D29ないし31）によれば、本件は具体的危険性の証明又は訴えの利益を欠くことに帰し、請求棄却又は訴え却下の判決がされることとなる。

以 上